

<資料3>

県・市町村によるDX推進体制構築業務委託 企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、県・市町村によるDX推進体制構築業務委託の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものです。

2 企画提案審査会

(1) 審査は、次の4名の審査員によって構成される審査会によって審査します。

- ・デジタル政策推進課長
- ・デジタル政策推進課ICT戦略推進監
- ・産業政策課デジタルイノベーション戦略室長
- ・DX推進アドバイザー（プロフェッショナル行政）

デジタル政策推進課長を審査委員長とします。また、審査委員長に事故がある場合は、審査委員長が指名する職員がその職務を代行します。

(2) 審査会の進行、意見の取りまとめ及び審査結果集計は、デジタル政策推進課調整・DX推進チームが行います。

3 審査方法

(1) 審査は企画提案競技参加業者から提案された企画の内容を、Web会議システムを利用したプレゼンテーションとそれに対する質疑応答により行います。なお、プレゼンテーションの発表者は、原則として受注した場合における管理責任者が行うこととします。

(2) 審査は4の「審査項目、審査の視点及び配点」により行います。

(3) 各審査員の評価点を集計し、合計点数により順位付けします。

(4) 合計点数の最も高い者を最優秀提案者とし、審査会で委託候補者として決定します。なお、合計点数を比較した結果、合計点数が同点となった場合は、審査員の合議により委託候補者を決定します。

(5) 委託候補者の合計点数が得点率6割に達しない場合は、審査員の合議により契約に当たっての条件等を付与する場合があります。

4 審査項目、審査の視点及び配点

(1) 事業目的の理解（10点）

本業務に対する考え方、重視すべきポイントなど

(2) 事業内容（40点）

支援案件に対する取組方針や支援手法、仕組みを構築する上であるべき方向性 など

(3) 実施体制（15点）

実施体制の妥当性など

(4) 実施適性（10点）

同種及び類似業務の実績など

(5) 費用対効果（10点）

見積金額及び費用内訳の妥当性など

(6) 女性の活躍推進（5点）

女性の活躍推進に関する書類の提出

(7) 賃金水準の向上（5点）

賃金水準の向上に関する書類の提出

(8) 県内情報関連産業の振興（5点）

県内に拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事 等

※詳細は、別紙評価表を参照してください。

別紙 評価表

項番	審査項目	提案依頼事項	審査の視点	配点	
1	事業目的の理解	貴社への業務委託により事業目的を達成できること、また、事業目的の達成のために、重視すべきポイントを記載すること。	事業目的達成にあたり、重視すべきポイントが示され、その内容が適切かどうか。	10	
2	事業内容	支援対象団体へのデジタル人材派遣によるDX推進支援	下記の支援案件毎に取組方針や支援手法を記載すること。 【支援案件】 ①DX推進計画等、全体戦略の策定 ：計画範囲の設定、DX推進にかかる社内気運醸成、計画策定に関する助言、計画内の取組の優先順位付け、先行事例等情報提供 等 ②BPR（業務フロー見直し）導入 ：導入業務の決定、導入に必要な研修実施、導入に必要なノウハウの提供 等	業務に対する認識が適切かどうか。 モデル支援案において、支援内容がスケジュールの中に適切に段階化されているか（支援内容に応じて適切なロードマップが描かれているか）	15
		県・市町村による外部人材の共同活用の仕組みへの提案	県によるデジタル人材の確保や市町村におけるDX推進を支援する仕組みの構築について、本県の現状を踏まえ、あるべき方向性について記載してください。	県はどのような方向性・原則で支援に当たるべきかが具体的か。（県は全てのニーズに対応できず、かつ市町村の自走を促進すべき立場にあることから、支援案件に優先度をつける必要があるため） どのような人材が、どのような案件に、どのような勤務形態で当たるべきかなど、仕組みの具体的なイメージが明確か	20
	自由提案	要求仕様以外で有益と考えられる提案事項を記載すること。	要求仕様以外で有益な提案事項が含まれているか。（上限価格内での提案に限る）	5	
3	実施体制	実施体制の妥当性	委託業務の実施・運営体制を記載すること。	受託者として十分な実施体制を構築することができるか。 従事予定者は、業務遂行に必要な知験（デジタルソリューションの知識や業務改善のノウハウ等）を有しているか。	15
4	実施適性	類似業務の受託実績	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載すること。	過去に受託した同種及び類似業務の実績について記載されているか。	10
5	費用対効果	見積書	見積金額及び費用内訳を記載すること。	得点 = { 1 - (見積額 / 予算上限額) } × 10点	10
6	その他	女性の活躍推進	女性の活躍推進に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	女性の活躍推進に関する取組を行っているか。（下記、「女性の活躍推進による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
7	その他	賃金水準の向上	賃金水準の向上に関する取組について、県が示す書類を提出すること。	賃金水準の向上に関する取組を行っているか。（下記、「〇賃金水準の向上による配点表」を参照の上、県が示す書類を提出すること）	5
8	その他	県内情報関連産業の振興	県内に本社、支社、事業所等の拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事について、記載すること。	県内に本社、支社、事業所等の拠点を有し、拠点に所属する従業員の本業務への従事が認められるか。 （※本社、支社、事業所等の拠点を有することは、企画提案競技時に提出を求める企画提案書により判断する。 ※県内拠点の従業員の本業務への従事は、企画提案書に実施体制の明記を求め、実施体制の内容で判断する。）	5
合計				100	

○女性の活躍推進による配点表

一般事業主 行動計画の 策定・届出	従業員数100人 以下の企業	女活法 ※2	各0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼし チャレンジ 企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づ く認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
秋田県知事 表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各0.5		最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から県が新たに認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性の管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）
次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）
若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

<提出書類及び確認方法は次のとおり>

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

○賃金水準の向上による配点表

給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.5%以上増加	3	最大 5
	2.0%以上増加	4	
	3.0%以上増加	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表	0.5		

＜提出書類及び確認方法は次のとおり＞

算出方法	区分	提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表（375）」における区分「A俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

エ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。